

2019年3月28日

食品衛生分科会

文書による報告事項等  
に関する資料

(3) 文書による報告事項等

- ① 食品中の農薬等の残留基準の設定について
  - ・スピネトラム…………… 1  
(適用拡大申請・畜産物への基準値設定依頼)
  - ・ピフルブミド…………… 9  
(適用拡大申請)
  - ・メトキシフェノジド…………… 13  
(インポートトレランス申請)
  - ・タイロシン…………… 20  
(使用基準の設定)
  
- ② 食品添加物公定書追補の作成のための、食品添加物の規格基準の改正について
  - ・エンジュ抽出物及び  $d$  /  $\alpha$  - トコフェロール…………… 24  
(規格基準の改正)



	EDI/ADI (%)	
	国民全体 (1 歳以上)	28.3
	幼小児 (1~6 歳)	30.9
	妊婦	22.0
	高齢者 (65 歳以上)	36.7

EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)

意見聴取の状況	平成 31 年 1 月 24 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02(n=4)
大豆	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
小豆類	0.1	0.1	○	0.05		<0.02,<0.02(いんげんまめ)
えんどう	0.1	0.1	○	0.05		(だいず、いんげんまめ参照)
そら豆	0.1	0.1	○			(だいず、いんげんまめ参照)
その他の豆類	0.1	0.1	○	0.05		(だいず、いんげんまめ参照)
ばれいしょ	0.1	0.1	○		0.10: 米国	【<0.005(n=14)(米国スピノサド)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1		申			<0.02,<0.02,<0.02
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
てんさい	0.1	0.1	○	0.01	0.10: 米国	【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			2.95,3.40
かぶ類の根	0.2	0.2	○			0.03,0.03
かぶ類の葉	3	3	○			1.34,1.38
クレソン	8	8	○		8.0: 米国	【米国セロリ参照】
はくさい	1	1	○			<0.02,0.36(\$)
キャベツ	2	2	○	0.3	2.0: 米国	【0.006~0.459(n=8)(米国スピノサド)】
芽キャベツ	2	2	○	0.3	2.0: 米国	【米国キャベツ参照】
ケール	5	5	○			(こまつな、きょうな参照)
こまつな	10	10	○		10: 米国	1.39,2.46
きょうな	10	10	○		10: 米国	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	10	10	○		10: 米国	0.93,2.58
カリフラワー	2	2	○	0.3	2.0: 米国	【米国からしな参照】
ブロッコリー	2	2	○	0.3	2.0: 米国	【米国からしな参照】
その他のあぶらな科野菜	10	10	○	0.3	10: 米国	【0.196~0.76(n=8)(米国スピノサド)】
エンダイブ	8	8	○		8.0: 米国	【0.055~7.707(n=8)(からしな)(米国スピノサド)】
しゅんぎく	15	8	申		8.0: 米国	【米国セロリ参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○	10		2.32,4.18,6.43(\$)
その他のきく科野菜	15	8	申			2.45, 3.23(リーフレタス), 2.47,4.30\$(サラダ菜) 3.00,6.54\$(食用ぎく)
たまねぎ	0.1	0.1	○	0.01		<0.02,<0.02
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○	0.8	2.0: 米国	【0.09,0.16,1.15(米国スピノサド)】
にんにく	0.1		申			<0.02,<0.02
にら	2	2	○			0.36,0.70
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.03,0.06(\$)
その他のゆり科野菜	0.8	0.8	○	0.8		
にんじん	0.05		申			<0.02(n=6)
パセリ	8	8	○		8.0: 米国	【米国セロリ参照】
セロリ	8	8	○	6	8.0: 米国	【0.37~1.84(n=6)(米国スピノサド)】
その他のせり科野菜	8	8	○			【米国セロリ参照】
トマト	0.7	0.7	○	0.06		0.08,0.27\$(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.12,0.30
なす	0.2	0.2	○			0.05,0.05
その他のなす科野菜	0.1		申			<0.02,<0.02(しよくようほおずき)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○		0.30: 米国	0.05,0.07
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○	0.01	0.30: 米国	【0.009~0.07(#)(n=6)(米国スピノサド)】
しろりり	0.3	0.3	○		0.30: 米国	【米国きゅうり参照】
すいか(果皮を含む。)	0.2		申			<0.02~0.04\$(n=4)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
その他のうり科野菜	0.3	0.3	○		0.30: 米国	【米国きゅうり参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ほうれんそう	10	10	○	8		3.92,4.82
未成熟えんどう	2	2	○			0.18,0.64(\$)
未成熟いんげん	1	1	○	0.05		0.15,0.32(\$)
えだまめ	0.5	0.5	○			0.10,0.13
その他の野菜	8	8		0.05		【米国セロリ参照】
みかん		0.1	○			<0.02,<0.02
みかん(外果皮を含む。)	0.5		○			0.11,0.19
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.04,0.10
レモン	0.7	0.7	○			(かぼす、すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.07		(かぼす、すだち参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(かぼす、すだち参照)
ライム	0.7	0.7	○			(かぼす、すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.07		0.22(すだち),0.23(かぼす)
りんご	0.5	0.5	○	0.05		0.09,0.14 【<0.02~0.02(n=10)(米国)】
日本なし	0.5	0.5	○	0.05		0.09,0.12
西洋なし	0.5	0.5	○	0.05	0.20 米国	(日本なし参照)
マルメロ	0.2	0.2		0.05		【米国りんご参照】
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.05			0.05		
もも		0.1	○			<0.02,<0.02
もも(果皮及び種子を含む。)	1		○	0.3		0.32,0.36
ネクタリン	0.5	0.5	○	0.3		0.12,0.12
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.2			0.30 米国	【米国すもも参照】
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○		0.30 米国	<0.02,0.05 【<0.005~0.012(n=4)(米国スピノサド)】
うめ	0.7	0.7	○			0.22,0.23
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5	○			0.07,0.15
いちご	2	2	○			0.14,0.58(\$)
ラズベリー	0.8	0.8		0.8		
ブラックベリー	0.7	0.7				【<0.001,0.578(ラズベリー)(米国スピノサド)】
ブルーベリー	0.5	0.5	○	0.2		0.03,0.17(\$)
クランベリー	0.01	0.01			0.01 米国	【<0.01(n=6)(米国スピノサド)】
ハuckleベリー	0.2	0.2		0.2		
その他のベリー類果実	0.7	0.7	○			【米国ラズベリー参照】
ぶどう	0.5	0.5	○	0.3		0.14,0.20
かき	0.3	0.3	○			0.05,0.07
バナナ	0.3	0.3			0.25 米国	【<0.0224~0.199(n=5)(米国スピノサド)】
パイナップル	0.3	0.3			0.30 米国	【米国かんきつ類、りんご、核果類参照】
アボカド	0.3	0.3			0.30 米国	【米国かんきつ類、りんご、核果類参照】
パイナップル	0.02	0.02			0.02 米国	【<0.040(n=3)(米国スピノサド)】
グアバ	0.3	0.3			0.30 米国	【米国かんきつ類、りんご、核果類参照】
マンゴー	0.3	0.3	○		0.30 米国	0.03,0.09
パッションフルーツ	0.3	0.3				【米国かんきつ類、りんご、核果類参照】
その他の果実	0.5	0.5	○			0.10,0.14(いちじく)
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.1	0.1	○	0.01	0.10 米国	【米国アーモンド参照】
ペカン	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	【米国アーモンド参照】
アーモンド	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	【<0.04~0.0667(n=5)(米国スピノサド)】
くるみ	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	【米国アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	【米国アーモンド参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
茶	70	70	○			6.08~40.4(n=8)
その他のスパイス	3	3	○			0.58,1.02(\$)(みかん果皮)
その他のハーブ	8	8				【米国セロリ参照】
牛の筋肉	0.2	0.2	申	0.2		
豚の筋肉	0.2	0.2	申	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2	申	0.2		
牛の脂肪	0.2	0.2	申	0.2		推:0.1739
豚の脂肪	0.2	0.2	申	0.2		(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2	申	0.2		(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.01	申	0.01		推:0.0158
豚の肝臓	0.02	0.01	申	0.01		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.01	申	0.01		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.02	0.01	申	0.01		推:0.0131
豚の腎臓	0.02	0.01	申	0.01		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.01	申	0.01		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.02	0.01	申	0.01		(牛の腎臓参照)
豚の食用部分	0.02	0.01	申	0.01		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.01	申	0.01		(牛の腎臓参照)
乳	0.02	0.01	申	0.01		推:0.0110
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		

○:既に、国内において農薬登録のあるもの  
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの  
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績  
 (\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す  
 推:推定される残留濃度であることを示す

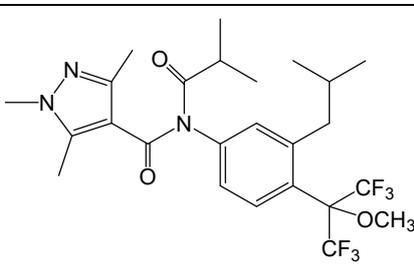
スピネトラム

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	今回基準値を設定するスピネトラムとは、スピネトラム-J及びスピネトラム-Lの和をいう。
大豆	0.1	
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.1	注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
えんどう	0.1	
そら豆	0.1	
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	0.1	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
ばれいしょ	0.1	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	
かんしょ	0.1	
てんさい	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	
かぶ類の根	0.2	
かぶ類の葉	3	
クレソン	8	
はくさい	1	
キャベツ	2	
芽キャベツ	2	
ケール	5	
こまつな	10	
きょうな	10	
チンゲンサイ	10	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
カリフラワー	2	
ブロッコリー	2	
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	10	
エンダイブ	8	
しゅんぎく	15	
レタス(サラダ菜及びちりしやを含む。)	10	
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	15	注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ	0.1	
ねぎ(リーキを含む。)	2	
にんにく	0.1	
にら	2	
アスパラガス	0.3	注5)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
その他のゆり科野菜 <sup>注5)</sup>	0.8	
にんじん	0.05	
パセリ	8	
セロリ	8	
その他のせり科野菜 <sup>注6)</sup>	8	注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	0.7	
ピーマン	0.7	注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
なす	0.2	
その他のなす科野菜 <sup>注7)</sup>	0.1	

食品名	残留基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	
しろうり	0.3	
すいか(果皮を含む。)	0.2	
メロン類果実	0.1	注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
その他のうり科野菜 <sup>注8)</sup>	0.3	
ほうれんそう	10	
未成熟えんどう	2	
未成熟いんげん	1	
えだまめ	0.5	
その他の野菜 <sup>注9)</sup>	8	注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん(外果皮を含む。)	0.5	注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.3	
レモン	0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実 <sup>注10)</sup>	0.7	
りんご	0.5	注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.2	
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	0.05	
もも(果皮及び種子を含む。)	1	
ネクタリン	0.5	
あんず(アプrikottを含む。)	0.2	
すもも(プルーンを含む。)	0.2	
うめ	0.7	
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	
いちご	2	
ラズベリー	0.8	
ブラックベリー	0.7	
ブルーベリー	0.5	
クランベリー	0.01	
ハックルベリー	0.2	
その他のベリー類果実 <sup>注11)</sup>	0.7	注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	0.5	
かき	0.3	
バナナ	0.3	注12)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
パパイヤ	0.3	
アボカド	0.3	
パイナップル	0.02	
グアバ	0.3	
マンゴー	0.3	
パッションフルーツ	0.3	
その他の果実 <sup>注12)</sup>	0.5	

食品名	残留基準値 ppm	
ぎんなん	0.01	
くり	0.1	注13)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
ペカン	0.1	
アーモンド	0.1	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類 <sup>注13)</sup>	0.1	
茶	70	注14)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス <sup>注14)</sup>	3	
その他のハーブ <sup>注15)</sup>	8	注15)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.2	注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注16)</sup> の筋肉	0.2	
牛の脂肪	0.2	注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	
牛の肝臓	0.02	
豚の肝臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	
牛の腎臓	0.02	
豚の腎臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	
牛の食用部分 <sup>注17)</sup>	0.02	注17)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.01	注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん <sup>注18)</sup> の筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

ピフルブミド (Pyflubumide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺ダニ剤										
作用機構	カルボキサニリド系の殺ダニ剤である。ミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱ（コハク酸脱水素酵素複合体）を阻害することにより殺ダニ効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	りんご／ハダニ類、かんきつ／ミカンハダニ 等										
我が国の登録状況	農薬：りんご、かんきつ等を対象作物に農薬登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.0073 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 2年間 発がん性試験（雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は、心絶対及び比重量増加等）          無毒性量 0.735 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p> <p>マウスを用いた発がん性試験において、雄で肝細胞腺腫の発生頻度の有意な増加が認められたが、遺伝毒性試験において遺伝毒性は認められなかったことから、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD: 0.09 mg/kg 体重          [設定根拠] 90日間 亜急性毒性試験／1年間 慢性毒性試験（雄イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は、小葉中心性肝細胞肥大）          無毒性量 9.06 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピフルブミド及び代謝物Bとする。										
暴露評価	<p>① 長期暴露評価          EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="558 1881 1452 2105"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>15.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>38.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>13.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>20.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	15.9	幼小児（1～6歳）	38.4	妊婦	13.8	高齢者（65歳以上）	20.4
	EDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	15.9										
幼小児（1～6歳）	38.4										
妊婦	13.8										
高齢者（65歳以上）	20.4										

	<p>② 短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない。</p> <p>注）基準値案、作物残留試験における最高残留濃度（HR）又は中央値（STMR）を用い、平成17年～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>
意見聴取の状況	平成31年1月24日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.3	0.3	○			<0.03,0.06(\$)
アスパラガス	1		申			0.26,0.38
ピーマン	1	1	○			0.48,0.49
なす	0.7	0.7	○			0.16,0.21(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.08,0.16
すいか		0.2	○			
すいか(果皮を含む。)	0.3		○			0.04,0.07
メロン類果実		0.2	○			
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5		○			0.12,0.15
未成熟いんげん	2	2	○			0.40,0.58(\$)
みかん		0.2	○			
みかん(外果皮を含む。)	2		○			0.32,0.61(\$)
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.52,0.59
レモン	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	1	1	○			0.16,0.48
日本なし	0.7	0.7	○			0.18,0.26
西洋なし	0.7	0.7	○			(日本なし参照)
もも		0.2	○			
もも(果皮及び種子を含む。)	3		○			0.21,1.46(\$)
ネクタリン	0.7	0.7	○			0.16,0.27
あんず(アプリコットを含む。)	3	3	○			(うめ参照)
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○			0.06,0.08
うめ	3	3	○			1.13,1.34
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.71,1.02(\$)
いちご	1	1	○			0.39,0.49
ぶどう	2	2	○			0.66,0.79
かき	0.5	0.5	○			0.07,0.16
その他の果実	1	1	○			0.28,0.46(いちじく)
茶	50	50	○			3.1,34.1(\$)(荒茶)
その他のスパイス	5	5	○			1.44,2.92(みかんの果皮)
その他のハーブ	25	0.2	○・申			17.0,19.2(しそ葉)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

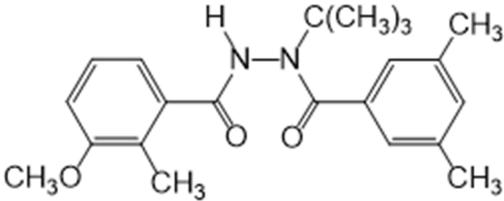
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ピフルブミド

食品名	残留基準値 ppm	今回基準値を設定するピフルブミドとは、ピフルブミド及び代謝物B【3'-イソブチル-1,3,5-トリメチル-4'-[2,2,2-トリフルオロ-1-メトキシ-1-(トリフルオロメチル)エチル]ピラゾール-4-カルボキサンリド】をピフルブミドに換算したものの和をいう。
小豆類 <sup>注1)</sup>	0.3	
アスパラガス	1	注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
ピーマン なす	1 0.7	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
すいか(果皮を含む。)	0.3	
メロン類果実(果皮を含む。)	0.5	
未成熟いんげん	2	
みかん(外果皮を含む。) なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 <sup>注2)</sup>	2 2 2 2 2 2 2	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし	1 0.7 0.7	注3)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
もも(果皮及び種子を含む。) ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	3 0.7 3 0.3 3 3	
いちご	1	注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
ぶどう かき	2 0.5	
その他の果実 <sup>注3)</sup>	1	
茶	50	注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のスパイス <sup>注4)</sup>	5	
その他のハーブ <sup>注5)</sup>	25	

メトキシフェノジド (Methoxyfenozide)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	作物残留試験の追加提出に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	ベンゾイルヒドラジン系殺虫剤である。昆虫の脱皮ホルモン（エクダイソン）様作用を示し、幼虫における異常脱皮を促すことにより効果を発現すると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	りんご／ハマキムシ類、いちご／オオタバコガ 等										
我が国の登録状況	農薬：りんご、いちご等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2003 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はブロッコリー、キャベツ等に設定されている。米国においてかんきつ類、ベリー類等に、カナダにおいてりんご、なし等に、EU においてりんご、レモン等に、豪州において綿実、ブルーベリー等に、ニュージーランドにおいてキウィー、りんご等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.098 mg/kg 体重/day          [設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (雄イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は総ビリルビンの増加等)          無毒性量 9.8 mg/kg 体重/day          安全係数 100</p> <p>ARfD: 設定の必要なし          メトキシフェノジドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>										
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：メトキシフェノジドとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="563 1715 1449 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>50.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>73.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>60.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	50.1	幼小児 (1~6 歳)	73.7	妊婦	42.3	高齢者 (65 歳以上)	60.1
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	50.1										
幼小児 (1~6 歳)	73.7										
妊婦	42.3										
高齢者 (65 歳以上)	60.1										
意見聴取の状況	平成 31 年 1 月 24 日に在京大使館への説明を実施 今後パブリックコメント、WTO 通報を実施										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
とうもろこし	0.02	0.02		0.02		
大豆	0.5	0.5	○	0.5		
小豆類	5	5		5		
えんどう	5	5		5		
そら豆	0.5	0.5		0.5		
らっかせい	0.03	0.03		0.03		
その他の豆類	5	5		5		
かんしょ	0.05	0.05	○	0.02		<0.01,<0.01(#)
てんさい	0.3	0.3	○	0.3		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4	0.4	○	0.4		3.24,3.58(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○	7		
かぶ類の葉	30	30			30 米国	【米国からしな(14.200~25.045(n=5))】
クレソン	30	30			30 米国	【米国レタス(8.255,22.600)、ほうれん そう(10.650,17.550)】
はくさい	7	7	○		7.0 米国	【米国キャベツ(0.569~6.11(#)(n=7))、 ブロッコリー(0.985,1.620)】
キャベツ	7	7	○	7		
芽キャベツ	7	7			7.0 米国	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ケール	30	30			30 米国	【米国からしな参照】
こまつな	30	30			30 米国	【米国からしな参照】
きょうな	30	30			30 米国	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	30	30			30 米国	【米国からしな参照】
カリフラワー	7	7			7.0 米国	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	5	5	○	3		1.46,1.76(#)
その他のあぶらな科野菜	30	30	○		30 米国	【米国からしな参照】
アーティチョーク	3	3			3.0 米国	【0.99,1.08,1.09(#)(米国)】
チコリ	30	30			30 米国	
エンダイブ	30	30			30 米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
しゅんぎく	30	30			30 米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	30	○	30		
その他のきく科野菜	30	30	○		30 米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
ねぎ(リーキを含む。)	3	3	○			
にんじん	0.5	0.5		0.5		
パセリ	30	30			30 米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
セロリ	15	15		15		
その他のせり科野菜	30	30			30 米国	
トマト	2	2	○	2		
ピーマン	3	3	○	2		0.60,1.07(\$)
なす	2	2	○			0.32,0.60(\$)
その他のなす科野菜	2	2	○	2		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3		0.3		
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3		0.3		
しろりり	0.3	0.3		0.3		
すいか		0.3				
すいか(果皮を含む。)	0.3				0.3 米国	【米国きゅうり(0.018~0.050(#)(n=5))、 サマースカッシュ (<0.01,0.014,0.151(#))、 カンタロープ(0.071~0.148(#)(n=4))】
メロン類果実		0.3				
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3			0.3		
まくわり		0.3				
まくわり(果皮を含む。)	0.3			0.3		
その他のり科野菜	0.3	0.3		0.3		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
ほうれんそう	30	30			30	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】 【米国ミニトマト(1.41,1.745(#))、ピーマン(0.050~0.960(#)(n=7))、とうがらし(0.041,0.049,0.117(#)(n=3))】
オクラ	2	2			2.0	米国	
未成熟えんどう	2	2		2			
未成熟いんげん	2	2		2			
その他の野菜	30	30	○	2	30	米国	【米国レタス、ほうれんそう参照】
みかん(外果皮を含む。)	2			2			
なつみかんの果実全体	2	2		2			
レモン	3	3		2	3.0	米国	【米国レモン(0.204~0.792(n=5))、オレンジ(0.154~1.67(n=10))、グレープフルーツ(0.115~0.283(n=6))】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	3	3		2	3.0	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
グレープフルーツ	3	3		2	3.0	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
ライム	3	3		2	3.0	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
その他のかんきつ類果実	3	3		2	3.0	米国	【米国レモン、オレンジ、グレープフルーツ参照】
りんご	2	2	○	2			
日本なし	2	2	○	2			
西洋なし	2	2	○	2			
マルメロ	2	2		2			
びわ		2					
びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	2			2			
もも		2	○				
もも(果皮及び種子を含む。)	2		○	2			
ネクタリン	2	2		2			
あんず(アプリコットを含む。)	2	2		2			
すもも(プルーンを含む。)	2	2		2			
うめ	2	2		2			
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2			
いちご	2	2	○	2			
ラズベリー	6		IT		6.0	米国	【米国ラズベリー(1.75,2.20)、ブラックベリー(0.675~2.45(n=4))】
ブラックベリー	6		IT		6.0	米国	【米国ラズベリー、ブラックベリー参照】
ブルーベリー	4	4		4			
クランベリー	0.7	0.7		0.7			
ハuckleベリー	4	4		4			
その他のベリー類果実	6		IT		6.0	米国	【米国ラズベリー、ブラックベリー参照】
ぶどう	1	1		1			
かき	2			2			
キウイ		0.5					
キウイ(果皮を含む。)	0.5				0.5	ニュージーランド	【ニュージーランドキウイ(0.15~0.25(n=6))】
パパイヤ	1	1		1			
アボカド	0.7	0.7		0.7			
その他の果実	2	0.1		2			
綿実	7	7		7			
ぎんなん	0.1	0.1		0.1			
くり	0.1	0.1		0.1			
ペカン	0.1	0.1		0.1			
アーモンド	0.1	0.1		0.1			
くるみ	0.1	0.1		0.1			
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.1			
茶	40	20	○				7.64~35.0(\$)(n=6)
その他のスパイス	2	30		2			

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のハーブ	30	30		30		
牛の筋肉	0.2	0.2				【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の筋肉	0.2	0.2				【豚の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓及び腎臓参照】
牛の脂肪	0.3	0.3		0.3		
豚の脂肪	0.3	0.3		0.3		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.3		0.3		
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.02			0.02 米国	
その他の家きんの脂肪	0.02	0.02			0.02 米国	
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		
落花生油(注1に限る。)		0.1				※1
落花生油	0.1			0.1		
とうがらし(乾燥させたもの)		20		20		※2
すもも(乾燥させたもの)		2		2		※2
干しぶどう		3		2		※2

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油

※1)「落花生(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」に設定されているメキシフェノジドの残留基準値については、「落花生(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。)」及び「落花生(食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製落花生油、落花生サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。)」を統合して「落花生油」として残留基準値を設定する。

※2)加工食品である「とうがらし(乾燥させたもの)」、「すもも(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」について、国際基準が設定されているが、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする。基準値が設定されていない加工食品については、原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質について、JMPPRは「とうがらし(乾燥させたもの)」、「すもも(乾燥させたもの)」及び「干しぶどう」の加工係数をそれぞれ10、1.3及び2.2と算出している。

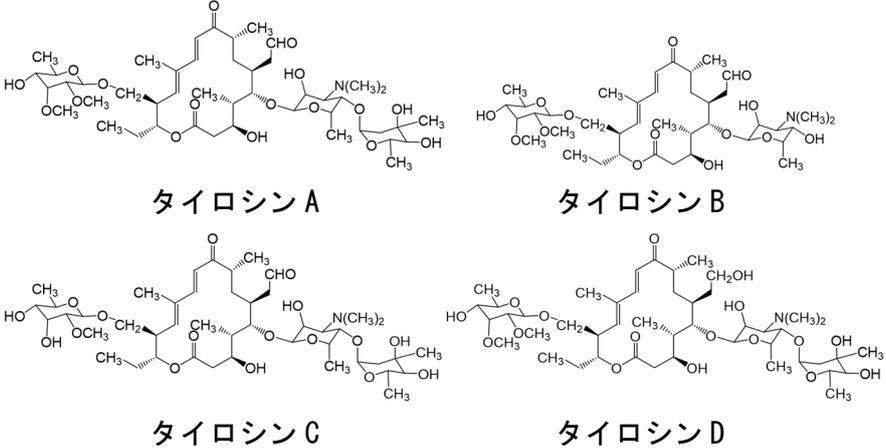
メキシフェノジド

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	
とうもろこし	0.02	
大豆	0.5	注1)「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
小豆類 <sup>注1)</sup>	5	
えんどう	5	
そら豆	0.5	
らっかせい	0.03	
その他の豆類 <sup>注2)</sup>	5	
かんしょ	0.05	
てんさい	0.3	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.4	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	
かぶ類の葉	30	
クレソン	30	
はくさい	7	
キャベツ	7	
芽キャベツ	7	
ケール	30	
こまつな	30	
きょうな	30	
チンゲンサイ	30	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
カリフラワー	7	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜 <sup>注3)</sup>	30	
アーティチョーク	3	
チコリ	30	
エンダイブ	30	
しゅんぎく	30	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	30	注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルンフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
その他のきく科野菜 <sup>注4)</sup>	30	
ねぎ(リーキを含む。)	3	
にんじん	0.5	
パセリ	30	
セロリ	15	注5)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
その他のせり科野菜 <sup>注5)</sup>	30	
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	2	注6)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他のなす科野菜 <sup>注6)</sup>	2	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	
しろうり	0.3	
すいか(果皮を含む。)	0.3	
メロン類果実(果皮を含む。)	0.3	

食品名	残留基準値 ppm	
まくわうり(果皮を含む。) その他のうり科野菜 <sup>注7)</sup>	0.3 0.3	注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう オクラ 未成熟えんどう 未成熟いんげん	30 2 2 2	注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きこの類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
その他の野菜 <sup>注8)</sup>	30	
みかん(外果皮を含む。) なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 <sup>注9)</sup>	2 2 3 3 3 3 3	注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ(果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	2 2 2 2 2	
もも(果皮及び種子を含む。) ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)	2 2 2 2 2 2	
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハックルベリー その他のベリー類果実 <sup>注10)</sup>	2 6 6 4 0.7 4 6	注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう かき	1 2	注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
キウイ(果皮を含む。) パパイヤ アボカド	0.5 1 0.7	
その他の果実 <sup>注11)</sup>	2	
綿実	7	
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類 <sup>注12)</sup>	0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1	注12)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	40	注13)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス <sup>注13)</sup>	2	

食品名	残留基準値 ppm	
その他のハーブ <sup>注14)</sup>	30	注14)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉	0.2	
豚の筋肉	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注15)</sup> の筋肉	0.2	注15)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.3	
豚の脂肪	0.3	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	
牛の肝臓	0.2	
豚の肝臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	
牛の腎臓	0.2	
豚の腎臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	
牛の食用部分 <sup>注16)</sup>	0.2	注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	
乳	0.05	
鶏の筋肉	0.01	注17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん <sup>注17)</sup> の筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.02	
その他の家きんの脂肪	0.02	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
落花生油	0.1	

タイロシン (Tylosin)

審議の対象	動物用医薬品及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定
経緯	農林水産省から残留基準の設定要請がなされたことに伴い、残留基準を設定する。
構造式	 <p>タイロシン A</p> <p>タイロシン B</p> <p>タイロシン C</p> <p>タイロシン D</p>
用途	動物用医薬品及び飼料添加物／抗生物質
作用機構	マクロライド系の抗生物質である。細菌のリボソーム 50S サブユニットに結合してタンパク質合成を阻害し、菌の増殖を抑制すると考えられている。
我が国の承認・指定状況	動物用医薬品：牛、豚、鶏及びみつばちを対象動物として承認されている。 飼料添加物：豚を対象動物として指定されている。
諸外国の状況	JECFA におけるリスク評価が行われ、2008 年に ADI が設定されている。国際基準は牛、豚、羊及び鶏に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において牛、豚、鶏等に、カナダにおいて牛、豚、鶏、はちみつ等に、EU 及び豪州において牛、豚、魚類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	①毒性学的 ADI: 0.39 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見はリンパ球数の増加等) 無毒性量 39 mg (力価) /kg 体重/day 安全係数 100 ②微生物学的 ADI : 0.005 mg/kg 体重/day ③ADI の設定について 微生物学的 ADI は、毒性学的 ADI よりも小さく、毒性学的な安全性についても担保していると考えられることから、タイロシンの ADI は、微生物学的 ADI の 0.005 mg/kg 体重/day とすることが適当であると判断された。
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：はちみつにあってはタイロシン A 及びタイロシン B とし、その他の食品にあってはタイロシン A とする。
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。

	TMDI/ADI (%)	
	国民全体 (1 歳以上)	17.2
	幼小児 (1~6 歳)	59.8
	妊婦	20.8
	高齢者 (65 歳以上)	14.1
TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		
意見聴取の状況	平成 31 年 3 月 15 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1	○ ○	0.1 0.1 0.1		
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1	○ ○	0.1 0.1		【牛の脂肪及び豚の脂肪参照】
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1	○ ○	0.1 0.1 0.1		
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1	0.1 0.1 0.1	○ ○	0.1 0.1 0.1		
牛の食用部分	0.1	0.1	○			【牛の肝臓及び腎臓参照】
豚の食用部分	0.1	0.1	○			【豚の肝臓及び腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓及び腎臓参照】
乳	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の筋肉	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の脂肪	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の肝臓	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の腎臓	0.1	0.1	○	0.1		
鶏の食用部分	0.1	0.1	○			【鶏の肝臓及び腎臓参照】
鶏の卵	0.3	0.3		0.3		
はちみつ	0.7	0.2	○・申			0.33±0.07(n=4)

○:既に、国内において動物用医薬品として承認されているもの

申:動物用医薬品の承認申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

※はちみつについては、タイロシンA及びタイロシンBをタイロシンAに換算したものの和の濃度として表している。

## タイロシン

今回基準値を設定するタイロシンとは、はちみつにあってはタイロシンA及びタイロシンBをタイロシンAに換算したものの和をいい、その他の食品にあってはタイロシンAをいう。

食品名	残留基準値
	ppm
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物 <sup>注1)</sup> の筋肉	0.1
牛の脂肪	0.1
豚の脂肪	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1
牛の食用部分 <sup>注2)</sup>	0.1
豚の食用部分	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1
乳	0.1
鶏の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
鶏の卵	0.3
はちみつ	0.7

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

エンジュ抽出物 (Enju Extract) 及び  
*d* / -  $\alpha$  - トコフェロール (*d* / -  $\alpha$  - Tocopherol)

審議の対象	食品添加物としての成分規格の改正
経緯	<p>食品添加物公定書<sup>*</sup>は、昭和35年に第1版が作成されて以来、平成30年の第9版の作成まで、逐次改正が行われてきた。食品添加物公定書の改正に際しては、前回の改正以降に設定された食品添加物の規格基準を収載するとともに、一般試験法や成分規格の見直し、既存添加物の規格の設定、記載方法の改良等について検討し、食品添加物公定書の改正に併せて、「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号。以下「告示」という。）の改正を行ってきた。</p> <p>従来、5年毎を目途に改正作業を行っていたところ、第9版公定書の作成に11年を要したことから、第10版食品添加物公定書の作成にあたっては、第9版より短い期間で作成し、時宜を得た実用的な公定書としての整備を目指すため、成分規格について第10版食品添加物公定書作成検討会（座長 国立医薬品食品衛生研究所 佐藤恭子食品添加物部長。以下「検討会」という。）で結論が得られたものから告示改正に向けた作業を進めていく等の方針を、平成30年10月24日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告した。</p> <p>また、同部会において、エンジュ抽出物及び<i>d</i> / - <math>\alpha</math> - トコフェロールの成分規格改正を含む第1回検討会報告書が取りまとめられた旨の報告を行い、これらの成分規格改正案については、前述の方針に基づき、意見募集、食品安全委員会への食品健康影響評価の依頼等、告示改正に向けた作業を進めることとした。</p> <p>なお、成分規格案について平成30年10月24日より1ヶ月間意見募集を行ったところ、見直しを要する意見は寄</p>

	<p>せられなかった。</p> <p>※食品添加物公定書とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第21条の規定に基づき作成される、食品添加物の規格基準等を収載したもの</p>
概要	<p>(1) 既存添加物「エンジュ抽出物」に係る成分規格中、確認試験(3)について、「本品10mgをエタノール(95) 100mLに溶かした液」を「本品20mgをエタノール(95) 100mLに溶かし、この液2 mLにエタノール(95)を加えて20mLとした液」へ改正する。</p> <p>(2) 指定添加物「<i>d l</i>-<math>\alpha</math>-トコフェロール」に係る成分規格について、性状を「淡黄～黄褐色の粘稠<sup>ちゆう</sup>な液体」から「淡黄～赤褐色の澄明な粘性のある液体」へ改正する。</p>
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>以下に示す理由から、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる（平成31年1月15日付け評価結果通知）</p> <p>【既存添加物「エンジュ抽出物」の成分規格について、確認試験の改正を行うことについて】</p> <p>一般試験法で規定された操作法との整合を目的としたものである。したがって、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。</p> <p>【指定添加物「<i>d l</i>-<math>\alpha</math>-トコフェロール」の成分規格について、性状の見直しを行うことについて】</p> <p>日本薬局方の規格と整合化されるものであること、また、日本薬局方の規格を満たす製品について、その品質の安全性に懸念があるとの知見はないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。</p>
成分規格案	別紙のとおり
意見聴取の状況	今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施する予定
答申案	別紙のとおり

答申 (案)

エンジュ抽出物及び  $d1-\alpha$ -トコフェロールの添加物としての成分規格については、以下のとおり改正することが適当である。

成分規格 (案)

(1) エンジュ抽出物

確認試験 (1)、(2) (略)

(3) 本品 20mg をエタノール (95) 100mL に溶かし、この液 2 mL にエタノール (95) を加えて 20mL とした液は、波長 257nm 付近及び 361nm 付近に極大吸収部がある。

(2)  $d1-\alpha$ -トコフェロール

性 状 本品は、淡黄～赤褐色の澄明な粘性のある液体であり、においが無い。